

令和2年度第2回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和2年11月25日(水)午後2時から午後4時8分まで

2 場所 吹田市立総合福祉会館 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

岡田忠克	会長	松木宏史	副会長		
下郡竜太郎	委員	石谷旬也	委員	入江政治	委員
栗田智代	委員	山本智光	委員	田村栄次	委員
森戸秀次	委員	大槻剛康	委員	山本真弓	委員

(2) 市職員 12名

大山達也	福祉部長
安井克之	福祉部次長(福祉総務室長兼務)
紙谷裕子	福祉部福祉総務室参事
重光典子	福祉部高齢福祉室参事
松尾尚子	福祉部障がい福祉室参事
鳴瀬正樹	都市計画部住宅政策室参事
霜竹美樹夫	福祉部福祉総務室主幹
前田信	福祉部生活福祉室主幹
中井三朗	福祉部障がい福祉室主幹
千葉朋子	福祉部福祉総務室主査
前潤	都市計画部住宅政策室主査
上垣美帆	福祉部福祉総務室係員

(3) オブザーバー 1名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 佐本一真

(4) 傍聴 0名

4 配付資料

- 資料31 第4次地域福祉計画における包括的な支援体制の整備について
- 資料32 計画案の検討に向けた専門分科会委員からの意見に対する市の考え方
- 資料33 骨子案に対する意見を踏まえた変更(案)
- 資料34 第4次計画に掲載するコラム(案)
- 別紙1(資料33関係) 「2 本市における主な地域福祉の取組」
- 別紙2(資料33関係) 【参考】地域福祉に関わる主な相談機関など
- 別紙3(資料33関係) 「5 計画策定の取組」変更(案)
- 参考資料(資料31関係) 第4次吹田市地域福祉計画に盛り込むべき内容
(事務局たたき案)

5 内容

- (1) 開会
- (2) 第3次吹田市地域福祉計画の計画期間延長に関する報告
第4次吹田市地域福祉計画の策定期間延長に関する報告
- (3) 議事

ア 第4次地域福祉計画における包括的な支援体制の整備

(事務局から資料に沿って説明)

事務局 今御説明した連携体制を取っていく具体的な手法について、A委員から御提案いただいたものを資料として配付している。居住支援協議会（以下「協議会」という。）についてということで、具体的に住宅関連部門と福祉部門の連携が促進されるような内容となっている。その点についてA委員から御説明をお願いしたい。

A委員 協議会設立の目的だが、福祉部局と住宅部局が連携を密にし、地域福祉施策とまちづくり施策を一体的に推進するためのプラットフォームとして協議会を活用することで、包括的支援体制の構築を図るものである。さらに、不動産関係者と施設連絡会等の高い専門性を有する社協ネットワークが連携することによって、住まい・生活支援による地域包括ケアシステムの構築も加速する。居住に関わる主な課題だが、今後、要配慮者（需要）と空き家（供給）が一層増加する見込みがあること、各地方公共団体で福祉部局と住宅部局が連携する必要があるということの2点がある。

既に協議会を設立された先進自治体の評価だが、まず効果について、要配慮者の相談件数が増加し、入居後の生活支援の質が向上している。国土交通省が特に評価している空き家対策の好事例として挙げているのが、大牟田市の取組である。大牟田市では、地域包括ケアシステムの構築を、はっきりと目的として挙げておられる。具体的な取組としては、空き家対策についての相談会を年に3回も実施されている。次に、課題については、連帯保証人や緊急連絡先がなかなか確保できないことを挙げられている。

吹田市の状況だが、居住支援法人は、社会福祉法人みなと寮救護施設千里寮の一法人のみである。こちらの実績は、相談受付件数が67件で、自殺につながりかねない精神障がい者とDV被害者で全体の2割を占めており、相談の結果入居されたのは10人となっている。保証人がなくても、あるいは緊急性を要する方でも、今のところ全て入居にいたっており、入居後は日中活動の参加など千里寮としての強みがあるが、課題としては、支援機関からの紹介の8割は緊急性がなく、中には丸投げのところがあることである。今後、相談者が一層増える見込みであることから、居住支援法人を増やして協議会を設立すべきだと御担当がお話しされていた。

次に、空き家対策関係だが、地域住民などからの空き家に関する相談は年々増えてきており、空き家等の危険度ランクは、危険個所があるCランクと危険度の高いDランクで5割強を占めている。

まとめだが、特に、住まい（ハード）と生活支援（ソフト）は、共に地域包括ケアシステムの根幹であり、これらを一体的に取り組むことが地域福祉の増進にも資するものと考えている。

あと、参考資料から数点補足する。協議会の主な事業内容は、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等の関係機関が連携して、一連的に居住関係の相談・サービス等を担うことである。居住支援法人の主な事業内容は、①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③見守りなど要配慮者への生活支援及び④①～③に附帯する業務であるが、①～④の全てを必ず行わなければならないというものではない。例えば、③見守りなど要配慮者への生活支援だけでも、法人の指定が受けられるということになっている。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築関係だが、退院困難理由の2番目に、居住支援がないというのが33%あり、せっかく退院しても1年以内に再入院する方が37%おられる。つまり、住まいや生活支援がうまく回っていないということで、これが大きな問題になっていることである。地域生活支援促進事業実施要綱では、協議会を積極的に活用すること、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針では、自立支援協議会と協議会が連携に努めることと記載されている。

最後に申し上げたいことは、高齢者・障がい者・困窮者の相談支援体制に住まいという横串を刺すことによって、個人支援及び地域支援が推進することである。従って、次期計画に、少なくとも協議会の必要性を認識するというような文言を盛り込むよう検討願いたい。

会長 この件については、また事務局で検討いただいたらと思う。

先ほどの事務局からの御説明と、ただいまのA委員からの御提案を踏まえて、御意見等はあるか。

B委員 A委員の御提案は、まさに私が直面している問題だと思っている。私は、85歳の男性のところで1週間に1回だけ介護させていただいている。その人の住まいは20軒ぐらいが入る2階建てアパートの一室で、老朽化により2階の屋根がないので雨が降ったら水浸しになったり、使わないでくださいという貼り紙がしてある箇所があったりして、もし何かあった時どうするのだろうと常々思っている。生活するのも怖いから、ワンルームでもいいからどこかに引っ越してはどうかと私から提案したところ、85歳では貸してくれるところもないし、身寄りもないのもういいということだった。

そういう建物は何か法律に抵触しないのか。そういう潰れかかったようなアパートを放置ではないが、認めているのか。個人で解決できないので教えていただきたい。

事務局 建物を建てる時の事前の確認申請の審査や違反建築物の指導等を都市計画部開発審査室で行っている。お話しを聞いている限り、健全な住宅ではないと思う。そういったものについては、開発審査室に入居者の方なりから通報という形で一報を入れていただけたら、行政として動き始めることができるのではないかと思う。アパートのオーナーの方に是正するように何か働きかけを始めることができるのではないかと思う。

B委員 あくまでもその居住者からの要請がなければ、動けないと言うか手を入れない、解決できないということか。

事務局 例えば、通学路に面したところに崩壊しそうな壁があるような明確なものについては動くが、屋根に穴が開いていても外から見てわからないという場合には、行政から自主的に動くことはなかなか難しい。個人の所有権のある敷地は、基本的に無断で立ち入ることもできない。一報入れていただくのが、スタートとしては最も良いのではないか。オーナーさんからでも、入居者さんからでも、介護でその事実を黙認しているヘルパーさんなりからでも、連絡をしていただいで構わないと思う。

事務局 B委員のお話も、A委員の御提案も、まさに今、市が進めようとしている連携体制を強化していくところにつながっていると思っている。家の状態で困っているのはもちろんだが、それ以外に御本人に何か問題がないのか、体調はどうなのか、さらに介護を必要としていないのか、家族とのつながりはどうか等、色々な不安が出てくると思う。そうした時にどこにつなげばいいのか、どういう形で相談していけばいいかわからないと立ち止まる状況になってしまう。そういうところを適切に進めていけるような連携体制を取っていきたいと考えている。具体的に住宅政策室と福祉部でもっと連携を強めるために、協議会を立てるべきだという提案もいただいている。協議会自体は、市として明確な方向性はまだ持っていないが、ただ住宅部門と福祉部門の連携を強めていく必要があることは重々認識している。市のほうでも今年度に空き家等対策計画を立てている。それを推進する中で、より連携が取れるような形で考えたいということと、住宅の問題から入ってどういった課題に対応できるのか、そのための連携体制を取るには、地域住民、民生委員、社会福祉法人も含めて、多様な関係者の力をいただいて動かないといけない。そういった仕組みづくりを、まず市として考えていきたい。

会長 住まいが、本人・近隣・支援者にとって、その人の命をつなげる基本的な環境であるというところでは、A委員の御提言ともつながるところがある。事務局からあったように、そのあたりを引き続き検討いただいて、包括的な支援体制、連携のあたりの議論について御意見をいただきたい。

C委員 参考資料の2ページの大きく3つの円が重なって書かれた部分で、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を非常に大きく取り上げていただき感謝申し上げますとともに、逆に非常に重責を感じている。実際のところ、吹田市における社協の位置付けは果たして期待どおり動いていけるのかどうか非常に心もとないところもある。と言うのは、市民の方に社協、またコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の認知度がそんなに高くない現状がある。今後CSW、社協のことをどれだけ身近に感じて相談を寄せていただけるか、このイメージ図どおりの働きを果たしていけるのかと感じている。

それとは別に、先ほどA委員から示された協議会については非常に画期的な御意見だと思う。それとは少しかけ離れるかもしれないが、住まいとしての位置づけとともに、持ち主からしたらそれだけでなく資産として考えている方も非常に多い。住まいから住まいへの移行が難しい現状もあるのではないかな。一方では資産としてまだ持ち続けたいという空き家を、例えば地域の資源として活用するような方法、どこかにこういった考えがあっても良いと個人的には思っている。例えば地域福祉活動を行う際も活動の場を確保するのが難しい現状がある。一部の地域では持ち主の御好意で空き家をお借りしてサロンに活用しているとか、子供の居場所に使われているとお聞きしているが、なかなかそういうのはネットワークとしてはなっていない現状がある。色々な意味で今後吹田市における空き家の活用を地域の資源としても考えていけたらと思う。

D委員 A委員からの協議会の設立に向けた御提案は内容的には理解できるし、世の中の流れになっているという感じはする。何年前前に、空き家件数で吹田市はトップ3かトップ5か、かなり全国的に有名になってしまったと思う。そんな状況を違う角度から解決していこうという考え方は基本的に理解できる。

3つ質問したい。1つ目は、配付されている資料以外に、協議会設立に向けての必要な情報はあるのか。あれば御提出いただいて勉強してみたいと思う。

2つ目は吹田市としてこの問題について具体的に整理されているのか。これからということになると、どういうスケジュールになるのか。ただ項目だけをどこかのテーマに差し挟むのではなく、場合によってはどういう取扱いをしていくのかも含めて3つ目の質問にさせていただきたい。

また、参考資料のイメージ図だが「住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる環境【地域】」で、この「試みる」というフレーズは「可能にする」というアグレッシブに変えてみてはどうか。さらに「地域全体で支えあえ

るまち」というフレーズは、すごく一般的だと思う。吹田市というところを強調するのであれば「地域全体で支えあうまち・吹田」と入れていくのはどうか。他市に、この3つの円は我々のものだという、主体的な吹田市の取組を伝えることが期待されているわけだから、そのあたりを含めて考えてみてはどうか。

事務局

色々な協議会を設置していくのかどうかだが、具体的にこちらで把握しているものはそんなに多くないので、また状況がわかり次第報告したい。

参考資料のイメージ図だが、まず地域の部分の「課題を把握して解決を試みる環境」は直接的には国の表現を用いている。ただ「可能にする」とした場合に、地域だけで何でも解決していかないといけないという受け取り方にならないかという懸念がある。専門的なもの等、地域住民だけではどうしても解決が難しい問題もある。そういったところも含めて、まずは地域で課題の解決に向けて取り組んでいただき、しかるべきところの支援が必要であればそこにつないでいただくというイメージで書いている。「地域全体で支えあえるまち」については、事務局たたき案で付けたものになる。今回の包括的な支援体制の方向性を確認いただいたうえで、基本理念もこれを踏まえて地域づくりをどうしていくのか、それにふさわしいキャッチフレーズをどうするのか、そのあたりも併せて検討したい。

事務局

先ほど空き家についての御意見があったので、少しだけ現状をお話したい。本年1月12日付けの朝刊で、吹田市の空き家が38,540戸で全国7位という報道があった。ただ、空き家の種類は4つある。まずは別荘とかセカンドハウスという使い方の空き家、賃貸用の住宅で今たまたま空いている空き家、売却用の住宅で売りに出しているが買い手がついていない空き家、最後にその他となる。報道で出た空き家38,540戸のうち、賃貸用の住宅で今たまたま空いている空き家が28,570戸になる。次に、売却用の住宅で売りに出しているが買い手がついていない空き家が4,320戸で、合わせると33,000戸ぐらいは賃貸あるいは売却用の流通に出している今住んでいない空き室・空き家となる。続いて、5年少し前に施行された空き家等の対策の推進に関する特別措置法では、簡単に言うと、1年以上使用実態がない建物が法で言う空き家等という扱いになっている。例えば、お亡くなりになった方の物件を相続し、誰かが交代で雨戸を開けたり訪ねたりしているのが年に1回でもあれば空き家法で言う空き家等には該当しない。今、住宅政策室で把握している件数としては、1,145軒が空き家法で言う空き家等になる。その中で近隣の方が迷惑を被るぐらい傷んでいるものが122軒のDランクである。報道では大きく出てしまったが、本当に全国7位ぐらいで心配かと言うと、そうでもないということだけお話しさせていただいた。

E委員

資料31の2のところ提案したい。まず包括的な支援体制の方向性という

ことで、下線が引かれている本市の強みについて、ここは我々社会福祉法人が共有すべきことだと思っている。何か上手く強みを見える化できるような表現の仕方はないか。関係者で共有する中で、より連携することで、我々社会福祉法人が社会貢献・地域貢献を進められたなら、制度の狭間の問題に対しても解決していくヒントが出てくるのではないかと考えている。

もう1点、私も協議会に関心を持っている。色々な相談をお受けする中で、住まいがなかなか見つからない、障がいの方も住宅がなかなか見つからないといった問題がある。コロナ禍で相談を受けたケースとしては、会社の寮に入っていたが急に解雇になって出て行かざるを得なくなったというのがあった。その相談を私達社会福祉法人でキャッチし、吹田しあわせネットワークの総合相談の中で解決していった。そういう意味では、こういう協議会の民間の不動産業者と、我々福祉分野で活動している者が上手く連携が取れたら、もっとスムーズに地域の中で困っている人の支援ができるのではないかと考えている。我々も積極的に関与して何かできることを提案できたらと考えている。

F 委員 平成 29 年 2 月 7 日に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が決定している内容が反映されていないのではないかと。例えば、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号では「地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えるような地域づくりの取組」と書かれているので、これをつけ加えてほしい。参考資料の市のイメージ図は、国が決定しているものを上手く利用して、それに吹田版のものをはめ込めばよいのではないかと。

A 委員が御提案された協議会の設立については、絶対に取り組む方がいいと思う。1 人でも住まいにお困りの方がいらっしゃるのであれば、行政としても、積極的に対応してほしい。

会長 国の資料と違う点があるというお話があったが、個人的な見解で言うと、吹田はよく頑張っている。国の言うとおりに書く必要は全くない。国の資料には、どこの地域であれば、この通りにできるのかと疑問に感じるものもある。市民が資料を見た時に、自分達の地域に置き換えてイメージできないといけない。吹田の社会資源や強み、そういうところを落とし込んだ図のほうが、より具体的だと思う。もう少しブラッシュアップするのはもちろんだが、国の言いなりになる必要は全然ない。

イ 計画案の検討に向けた専門分科会委員からの意見に対する市の考え方 ウ 骨子案に対する意見を踏まえた変更（案）

（事務局から資料に沿って説明）

B 委員 4～5 年前に吹田市からのバックアップをいただいて、高齢者のふれあいサロンを立ち上げ、スタッフ 11 名で運営している。御夫婦やお友達同士で来

ていただいている方は、かなり定着しているが、ひとり暮らし高齢者やひきこもりの方のパイプ役になるという目的からは、少し外れている。

私自身も高齢者なので、老人会に参加してお役もさせていただいている。75歳以上のひとり暮らしの方には、安否確認も兼ねて老人会報を手渡ししていきこうという話になった。ところが、チャイムを押しても出て来ない。出て来なかった人には電話するが、それも出られない。色々な方から、用心するよう言われているからだと思うが、警戒されて出て来てもらえない。どうしたら最も基本的な安否確認ができるのか。道で会えるような人はいいが、本来、私達がお手伝いさせてもらわないといけない方とどうやって接触するのか。基本的なところでつまづいている状態で、何か地域の中でお役に立っているのかなと感じている。老人会報を配達しているだけ、サロンを開催して私達が楽しんでいるだけ、これが現実である。交流を目指して高齢化に向けて行政と一体になって、また行政に任せるのではなくて地域でもっともっとと思うが、思いばかりで現実には絵に描いた餅のような状況で悩んでいると言うより、ジレンマのような状態である。何かアドバイスを受けていければ、また参考にしてしっかりと取り組んでいきたい。

会長 本当に御苦労されていると思うが、B委員だけが頑張り過ぎても良くない。地域福祉の各部署から情報をつなげて、今一生懸命されているところに届けていくことがこの計画の大きな目的である。他のところにもう少し頑張ってもらおうことも重要だと思う。

C委員 B委員の活動は本当に頭の下がる思いである。おおむね小学校区単位に地区福祉委員会があるが、地区福祉委員も見守り訪問活動、このコロナ禍でも電話での訪問等も行っている。民生・児童委員協議会でも特に高齢者の方に対して、普段から様々な見守り活動を行っているが、やはり同じ思いである。電話での訪問活動を実施していても会えない方、電話に出られない方もたくさんおられる。やっぱり続けていくことが一つの解決方法ではないかと思う。直接その方への助けになるかどうかはわからないが、地域で自らそういう活動をされている姿があることが住民主体の活動の最も目指しているところではないか。そういう活動の中で仲間づくりもされていると思う。次の世代の方、子育て中の方やもっと小さい子供さんもそういう世の中の大人の姿を見て今後世の中をつくっていつてくれるのではないか。様々な場面で行政の方にもバックアップしていただいているが、例えば高齢クラブ、福祉委員会、民生・児童委員協議会、それから施設でも心配な方にはお声をかけてくださっている。そういう網の目を巡らせるような活動を長く続けていくことが最も大事なのではないか。これで良いのかしらと思われる気持ちもあると思うが、ちょっとした声をかけてもらって嬉しかったという一人の声がまた次にもつながると思う。どうか長く活動を続けてほしい。

F委員 資料 32 の No. 25～No. 27 にかけて災害の項目があるが、危機管理室が、今年 3 月に「吹田市避難所運営マニュアル作成指針」を、10 月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を出していることを御存知か。各地区で自主防災に取り組むようにと行政から依頼があるが、実質真剣に捉えているのは 6 地区ぐらいしかない。今から勉強するというのを含めると 15 地区ぐらいあるらしいが、なかなか進んでいないのが現実である。私の地区では、吹田市避難所運営マニュアル作成指針を基にマニュアルを作ろうとしているが、五月が丘地区では、この指針が出る前から、指針に近い内容のことに取り組んでおられる。計画の中には「吹田市避難所運営マニュアル作成指針」という言葉を付け加えていただきたい。

PR だが、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインと合わせて、「感染症まん延下における避難所開設・運営について」という動画を危機管理室で作成されている。約 1 時間あり、かなり長いが、東日本大震災等の経験を参考に作成されているので、是非とも観ていただきたい。

E委員 別紙 1 や別紙 2 について、色々なことがまとめられてスッキリした印象がある。事務局説明の中で、そもそも計画の冒頭部分に相談支援機関の一覧を載せる必要があるのかも検討する必要があるということだったが、是非載せたほうが良いのではないか。

資料 33 の 2 ページ「地域福祉の「圏域」の考え方」の図で、近隣の圏域に「介護サービス事業者」「障がいのサービス事業者」「社会福祉施設等」を追加できるか、是非、御検討いただきたい。我々は地域の身近な事業所・施設として、色々な支援をするだけでなく、相談もたくさん受けている。そういう意味では、近隣に我々社会福祉施設や介護事業所、サービス事業所が入ることはおかしくないと思っている。是非お願いしたい。

G委員 施設の役割を計画の中にどのように反映させていけるのかずっと考えていた。正直なところ、全ての施設が地域福祉の向上や地域の皆さんとの交流に対してすごく積極的であるとか、前向きであるというわけでもない。ただ、吹田市社会福祉協議会施設連絡会は 104 の施設が加盟しており、基本的には、地域との関わりの中で社会福祉施設ができる専門性を持った社会貢献に取り組んでいこうと活動している。例えば、資料 31 「3 体制整備に向けた取組」に記載されている「住民同士の交流の促進の場」に、施設を活用できるのではないか。参考資料 1 ページ目には、例えば関係機関、相談支援機関、横のつながりという文言はあるが、ここに社会福祉施設の文言も加えていただけたら、私達も是非活躍していきたいと思っている。E委員からもあったように、資料 33 の 2 ページ「地域福祉の「圏域」の考え方」の図に社会福祉施設も入れていただき、我々も地域福祉に貢献していけるような立場で活動していけたらと思

う。そのためには、行政ともっと連携していかないといけない。私は障がい福祉サービスが専門なので、障がい福祉室の方とやり取りが多いが、地域福祉という観点ではそれ以外の部署ともしっかり連携を取っていかれたらと感じている。

参考資料のイメージ図にあるとおり、社協にはこれぐらいの力があると思っている。介護事業者、社会福祉法人等が1つの丸でまとめられており、そういった役割を私達もやっていかれたらと思っているが、施設は制度の仕組みの中でどうしても色々と影響されずにいられない活動になってしまうところがある。そういう面から考えると、福祉関係事業者と行政が同じ丸の中に入っているのは、少し違和感がある。逆に言うと、行政は全てを包括するところで関わっていただけるような立場ではないか。そのあたりは御検討いただけたらと思う。

エ 第4次計画に掲載するコラム（案）

（事務局から資料に沿って説明）

H委員 この計画は、資料31にあるように、声を上げることができずにいる住民を掘り起こすような、福祉を自分のことと考えてもらうような計画になればいいと思っている。コラムは、福祉の活動や自分でもできることが伝わりやすいツールだと思っている。行政の紹介ではなく、市民が取り組んでいる事柄を載せたいとのことだが、例えば第3次計画に載っている小中学生を対象とした福祉教育や、第4次計画で載せる予定のフードドライブ等、何か市民と市民がつながるような、ネットワークが感じ取れるようなコラムを載せればいいのか。フードドライブに関しては、集まった物資の量や届け先の団体までは市のホームページ確認できたが、届けられた側の声も載せることができたなら、自分も福祉活動の一員だと感じ取れると思う。

C委員 コロナ禍での地域福祉活動という項目があげられている。世間では、リモートやウェブでというのが非常に多い。確かに地域活動の中でも、リモートでという声もあるが、例えば地区福祉委員会が全て取り組めるのかと言うと、環境的に難しい場面もある。また、普段からウェブに親しんでいる方ばかりではないのでハードルが高いというお声もあった。そのような中で地域から声があがって、今33地区でたくさんの方が取り組んでおられる「お出かけ外出配食」という取組がある。今まで高齢者の方を対象にふれあい昼食会を行っていたが、コロナ禍で食事会ができない、公民館も使えないという中で、地域の福祉委員が色々知恵を絞り、お弁当を取りに来てもらい、お家で食べてもらうのはどうかという案が出た。お弁当を取りに来てもらうことで、外出をためらっている高齢者が安心して外出できる場所を提供できる。普段だったら手作りで

作っているけれど、今回は買ったお弁当を取りに来てもらって、顔を合わせて「元気にしてた？」というお声かけができるのはどうだろうかということで取組が始まった。あれよあれよという間にたくさんの地区福祉委員会が取り組んで、多くの高齢者の方が安心して来られていると聞いている。福祉委員や住民の発案からできた活動ということで、私達社協も非常に有難く思っている。顔を合わせる事がなかなか難しかった中で、少しでも安心して出かけてくださる場所が提供できたのは有難い。それ以外にも、ウェブを使うのが難しい福祉委員を大学生がサポートして、ウェブでのサロンを開催する支援を行った事例もある。是非、吹田の住民さん自らが考え出したコロナ禍での活動、良いものを取り上げてもらえれば有難い。

E委員 大阪しあわせネットワークを掲載したいとのことだが、吹田しあわせネットワークの方にしてほしい。吹田の施設連絡会独自の取組としてかなり色々なことをやっている。そういう意味では、吹田しあわせネットワークの取組を是非お願いしたい。

介護保険事業者連絡会では、毎年、吹田市と共催で市民向けに介護フェアを開催し、介護に関する理解を深めるための取組も行っている。そういうようなことも市民の皆さんに知っていただきたいので是非、御検討願いたい。

会長 コラムについて他に御意見がないようであれば、どの議事についての御意見でもよいが、いかがか。

G委員 色々とお話しを伺ったり、資料を見せてもらったりする中で、最初にあったA委員からの提案は自宅と福祉を結び付ける意味では非常に良い提案だったと思う。実際我々も、今まさしく精神障がいの方の家探しをしている。住まいが見つかったからと言って、それだけで全てが解決しているわけではないと感じるので、福祉と結び付けることはすごく良いと思う。例えば生活困窮者の中間就労で今取り組んでいるような部分もある。そういう協議会タイプの仕組みは、いわゆる包括的なケアシステムをつくっていくうえではすごく重要だと思う。今回協議会の提案があったが、そういう協議会を立ち上げていくことで地域包括ケアシステムを実践していくという理念がこの計画の中にもっと盛り込まれたらいいと思った。

A委員 全体的に、今回は包括的相談支援体制に事務局も前かがみになっているかなという感じがする。アンケートの年齢別では、高齢者60歳以上が確か40%ぐらいを占めている。30歳代以下が20%ぐらいなので、高齢関係の割合が出てくる。これをもし年代別に30歳代とかで取ると、児童虐待とか子育てとかそっちが出るので、ガラッと変わる。

次に、包括的相談支援体制について私が調べた限りだが、関西では芦屋市が

かなり進んでいると思う。何故かと言うと、やはり保健師である。素晴らしい吹田市の資源だと思うが、吹田市は4月1日付の正規職員の保健師は78人いるが、福祉部には8人しかいないと認識している。一方、芦屋市は全体で19人のうち、7人が福祉部である。もう1つの事実としては、芦屋市は生活困窮者の相談は同じ市内の職員からの紹介が42%である。今吹田市でも特に問題になっている8050問題とかゴミ屋敷問題について、芦屋市では10年前から着実に問題解決のアプローチを取り、市内の包括的なツールを作っている。

最後に、CSWの期待があがっているが、問題は今CSW自体が個別支援に時間がかかっていて、地域づくりの方がなかなかできていないことである。CSWの認知度を上げることは大事だが、上げたら上げただけじゃなく、個別支援とか地域支援、要するにCSWの受け皿、つなぎ先がちゃんと受けてくれるかどうか、そういうことをセットで体制づくりをしないと大変ではないか。

会長 他に何か御意見はあるか。ないようならこれで議事を終了したい。
それでは最後に事務局から連絡等があればお願いしたい。

事務局 今後の日程は、現時点では第1回の策定部会を12月23日（水）午後2時から、吹田市立総合福祉会館第3会議室で行う予定としている。ただ昨今のコロナウイルス感染症の状況により書面開催や延期等の対応を取る可能性がある。改めて御案内するので、策定部会委員の皆さまは御留意願いたい。また第3回専門分科会を2月に開催する予定で会場等の調整を行っている。日程等の詳細が決定次第、皆さまに御案内する。

会長 それでは、本日の分科会を閉じたい。